

令和4年1月31日
総務部区政情報課

世田谷区個人情報保護条例の一部を改正する条例

1 改正趣旨

「個人情報の保護に関する法律」（以下「個人情報保護法」という。）の改正及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（以下「独立行政法人等個人情報保護法」という。）の廃止に伴い、規定の整備を行う必要が生じたため、世田谷区個人情報保護条例の一部を改正する条例を令和4年第1回定例会に提案する。

2 改正内容

(1) 改正理由

「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」により、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」及び独立行政法人等個人情報保護法は、個人情報保護法に統合された。

このことに伴い、世田谷区個人情報保護条例（以下「条例」という。）において、独立行政法人等の定義に用いている根拠法令を、独立行政法人等個人情報保護法から個人情報保護法に変更する規定の整備を行う必要がある。

(2) 改正内容（別紙「新旧対照表」参照）

条例第2条第3号中「独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する）」を「独立行政法人等（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項に規定する）」に改める。

(3) 施行日

令和4年4月1日

3 新旧対照表

別紙「新旧対照表」のとおり

世田谷区個人情報保護条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○世田谷区個人情報保護条例 平成4年3月12日条例第2号</p> <p>第1条 (略) (定義)</p> <p>第2条 (1)～(2) (略) (3) 事業者 区内に事務所若しくは事業所を有する法人(国、独立行政法人等(個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、地方公共団体及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))を除く。)その他の団体又は事業を営む個人をいう。 (4)～(7) (略) (中略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この条例は、令和4年4月1日から施行する。</u></p>	<p>○世田谷区個人情報保護条例 平成4年3月12日条例第2号</p> <p>第1条 (略) (定義)</p> <p>第2条 (1)～(2) (略) (3) 事業者 区内に事務所若しくは事業所を有する法人(国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))、地方公共団体及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))を除く。)その他の団体又は事業を営む個人をいう。 (4)～(7) (略) (中略)</p>